

vol.7  
2014 春・夏号

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

# コロポックル

Koropokkuru 札幌司法書士会広報誌

特集

## 『法テラス』ってなあに？

法的トラブル解決までの道を照らす制度

取材 『法テラス』ってどんなところ？

## 親子法律教室

解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～開催

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F

TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>

# 『法テラス』ってなあに？

～法的トラブル解決までの道を照らす制度～

のりこ  
法子

司の妹。ちょっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



登場人物  
紹介



かえで  
楓

法子と司のご近所さんで幼馴染。

つかさ  
司

法子の双子の兄。司法書士。



## 前回のあらすじ

司法書士の法子・司の幼馴染である楓の祖父・実の所有する不動産が、いつの間にか楓の父の従兄弟・豊が貸金業者の晴山から借りたお金の担保となっていることが判明した。

楓の話から、実が自分の意思で豊の借金の担保として自身の不動産を提供した可能性が限りなく低いことを知った司と法子は、晴山が司法書士に依頼せず、実の意思を確認しないまま担保設定の登記をしたのではないかと考え、楓に対し、豊の債務が残っているのかも含め、晴山に確認することを提案、結果によっては担保の抹消が可能であることを伝える。

晴山が担保の抹消に応じず、裁判せざるを得ない場合の経済的な負担を案じる楓に対し、法子は…

法子：「楓ちゃん、そういう場合には『法テラス』があるわ！」

楓：「ほうてらす…って、何？」

法子：「日本司法支援センターの愛称よ。法テラスは、裁判制度を利用しようとする人が、弁護士・司法書士などの専門家へ、距離的にも経済的にも、よりアクセスしやすくなるように設置された法人なの。『法テラス』という愛称には、『法で社会を明るく照らす』、『陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする』という意味が込められているのよ。」

楓：「距離的にも経済的にも…？」



司：「そう。法テラスは、相談者と法テラスと契約している弁護士・司法書士とを繋ぐ役割を果たしているんだよ。専門家の人口が少ない遠隔地には法律事務所を設置してスタッフ弁護士を派遣しているし、法テラスと契約している専門家の中から、相談者の住所地の近くで事務所を構えている人を紹介してくれたりするんだ。それに、援助を受けようとする方の収入、資産について一定の要件はあるけれど、依頼する場合の報酬は法テラスが立替払いをしてくれるんだよ。」

楓：「そうなんだ、そういう機関があるのね。…でも、その『法テラス』を利用する場合、電話して相談の予約とかをしなきゃならないのでしょうか？相談に乗ってくれる専門家がどんな人かわからないし、何だか不安だわ。」

法子：「確かに不安よね。でもね、法テラスで最初に電話の対応をしてくれるのは、弁護士や司法書士ではなくて、法テラスの職員さんたちなの。電話対応をしてくれる職員さんたちは、相談者の話を聴くスペシャリストだから、心配しなくても大丈夫よ。相談の対応をした職員さんたちは、その相談内容や相談者の住所地などを考慮して、適切な

専門家につないでくれるのよ。それにね、法テラスを利用するには、必ずしも直接的に法テラスにアクセスしなくてもいいのよ。」

楓：「どういうこと？」

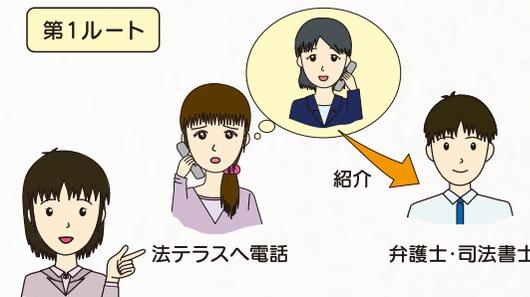
司：「うん、法テラスと契約をしている弁護士・司法書士に相談して、その弁護士・司法書士から法テラスの利用申し込みについて説明してもらおう、という方法があるんだよ。」

楓：「…ごめん、こんがらかってきたわ」

司：「そうだよ、じゃあ、図にしてみようか。」

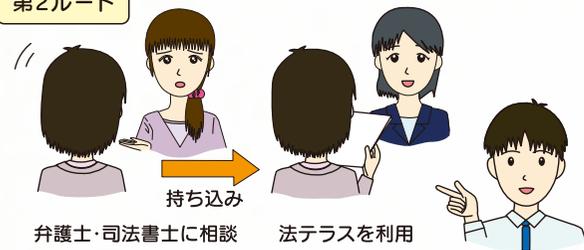
法子：「…まず、第1ルート。これは法テラスに相談電話をして、法テラスと契約している専門家のうち、適した人につないでもらい、法テラスの報酬立替制度を利用して専門家に依頼し、事件解決へつながるルートね。」

第1ルート



司：「で、こちらが第2ルート。この場合は、まず依頼したいと思っている司法書士や弁護士に法テラスと契約しているかを確認してから相談し、法テラスの報酬立替制度を利用して依頼、解決へつながるルートだね。」

第2ルート



楓:「…つまり、身近に専門家がないし、自分で探すのも難しい、という場合は法テラスに電話して繋いでもらえば良いし、依頼したい専門家がいる場合、その人が法テラスと契約していれば、直接相談しても、私たちが専門家に支払う報酬を法テラスに立て替えてもらうことができるのね。」

司:「そのとおり!」

楓:「ちなみに、法子ちゃんと司くんは…」

司:「ああ、僕らも法テラスと契約しているよ。法テラスと契約している司法書士には、法務大臣の認定がある司法書士とない司法書士がいるんだ。認定がない司法書士は、裁判所に提出する書類の作成を行うことで依頼者をサポートするし、認定のある司法書士は、裁判所提出書類の作成に加えて、訴額が140万円以内のものに関する民事事件に対応できるんだよ。争いの対象となっている金額が140万円以内であれば、認定司法書士は簡易裁判所で代理人として訴えを起こしたり、和解をしたりもできるんだよ。」

楓:「ふーん…法務大臣の認定の有無って、どんな仕組みになっているの?」

法子:「法務大臣の認定をもらうには、司法書士試験に合格してから所定の100時間の研修を

無遅刻無欠席で受け、さらに認定を受けるための試験に合格しないとならないの。」

楓:「100時間研修!うわー、大変そう。しかも試験もあるんだね。」

司:「範囲は限定されているけれど、依頼を受けて代理人として簡易裁判所の法廷に立つのだから、それくらい真剣に取り組んでしかるべきなんだよ」

法子:「え、司にい、なんかまともなコトバが聞こえてきたけどアタマでも打…」

司:「おいおい、僕だってたまにはまともなことを言うさ」



楓・法子:「(たまには…)」

楓:「ま、まあ、それはさておき、さっきの『訴額』とか『争いの対象となっている金額』って、具体的にどういうこと?」

法子:「例えば、楓ちゃんが司に100万円貸したのに、約束の日までに司に100万円を返さないという場合、楓ちゃんが裁判を起こして請求する金額は、貸した100万円に利子を付けた額よね。この場合、貸した金額そのものが争いの対象となる額、訴額になるのよ。利子の分は、元本の100万円があってこそ発生するものだから、訴額には

含まないの。」

司:「逆に、楓ちゃんが法子から借りた時価10万円の置物をうっかり壊してしまった場合、楓ちゃんが法子から請求を受ける金額は10万円と事故発生当日からの遅延損害金だよ。この場合は、10万円が訴額になるんだよ。つまり、相手方に請求する金額、もしくは相手方から請求されている金額の元本が140万円以内ならば、認定司法書士は対応できるんだ。」

楓:「なるほどね!…それと、私、何が民事事件に当たるのか、とか、どういうものが法律問題に当たるのかが分からないの。そういう場合は、どうしたらよいのかしら。」

司:「そうだよ、僕らも法律の勉強をする前は、全く区別がついていなかったよ。そういう時こそ、僕らに聞いてくれたらうれしいな。僕ら司法書士が解決できることもあるだろうし、もし僕らの専門範囲を超える案件ならば、それぞれの専門家へ橋渡しをすることも、とても大切な業務だからね。」

法子:「そうそう、法テラスもね、目の前にある問題が法律問題なのかどうかわからなくても相談できる機関なのよ。相談者の話を聴いて、適切な専門家に橋渡しをしてくれるから、安心よ。」

司:「相談して良いのかを悩んじゃうと、本来の問題の解決が遅くなってしまうから、僕らでも法テラスでも、まずは問い合わせをしてみてくださいね。」

楓:「うん、だいぶん気が楽になったわ。司くん、法子ちゃん、ありがとう。」

\*\*\*\*\*

法子:「ところで楓ちゃん、お祖父ちゃんのお加減はいかが?」

楓:「うん、身体の方は回復しているけど…」

司・法子:「…けど?」

楓:「呼びかけてもよくわからないみたいでね、お医者様も意思表示は難しいだろうって」

司:「そうなると、このままでは担保の抹消自体、できないな…」

楓:「えっ、どうして?」

法子:「担保の抹消は、担保となっている土地と建物の持ち主であるお祖父ちゃんと債権者である晴山、二人の意思が無ければできないのよ。だから、晴山が担保の抹消に応じたとしても、お祖父ちゃんが意思表示できないと…土地と建物を売却することもできないわ。」

楓:「そんな…どうしたらいいの?」

司:「楓ちゃん、後見制度の利用を考えてみたらどうだろう?」

楓:「コウケン…?」

さて、楓ちゃんはお祖父ちゃんのために手続きを進めることができるのでしょうか?

《次号へつづく》



司くん・法子ちゃんが行く!



## 『法テラス』ってどんなところ?

**法子:**「今日は、私たちが日常業務でお世話になっている、『法テラス札幌』にお話を伺いにきました。なんと、所長さんと事務局長さんがインタビューに応じてくれます!」

**司:**「お時間を割いていただき、ありがとうございます。」

**法子:**「早速ですが、相談者がきつといちばん気になることについてお伺いしても良いですか?」

**事務局長:**「はい、どうぞ」

**法子:**「法テラスでは、どのような相談ができるのですか?」

**事:**「相続、離婚、借金、労働、DVなど、法的な悩みはもちろん、その悩みが法的なものかわからなくてもお受けしているんですよ」

**法子:**「今抱えている悩みが法的なものかの判断って難しいですからね…それはとても助かりますね!でも、電話で相談するのって、どんな方が

対応してくれるのかドキドキするし、何から話してよいのか、なかなか整理がつかないこともありますよね。」

**事:**「そうですね、その点、法テラスの電話対応は、裁判所のOB、消費生活専門相談員、ここの相談を行うカウンセラーといった、経験豊富な専門の職員が対応しているので、安心してお話しいただけるとお思いますよ」

**司:**「すごい!話を聴くプロに対応していただけるんですね」

**法子:**「もっと法テラスについて市民の皆さんに広く知ってもらいたいですよね。」

**事:**「そうですね、今、法テラスでは、関係機関を通じて市民の皆さんに、法テラスが行っている『情報提供』と『民事法律扶助—収入や資産が一定額以下であれば、専門家の無料法律相談を受け、報酬の立替制度を利用できる—』業務を行っていることを周知することに特

に力を入れているんですよ」

**法子:**「本当に、できるだけたくさんの市民の皆さんに法テラスについて知ってほしいですね。そういえば、法テラス札幌のホームページに掲載されている『法テラス札幌通信』を見たのですが、『どこでも業務説明会』をされているんですね。どのようなところに行かれるのですか?」

**事:**「札幌管轄内ならどこへでも行きます。先日は新ひだか町や平取町などにも伺いました。今は役場や社会福祉協議会など、関係機関を中心に出かけて出前講座をしていますが、町内会等、参加者が少人数であってもお気軽にお問合せください」

**司:**「いろいろな取り組みをされているんですね!ちなみに、すぐにでも法テラスの情報を入手したい!という場合には、どこへ行ったらよいのですか?」

**事:**「消費者センターや市区町村の広聴課、裁判所など、多数の関係機関の窓口にもリーフレット等を置いてもらっていますし、法テラスのホームページからも詳しい情報が入手できますよ」

**法子:**「事務局長さん、ありがとうございました。最後に、法テラス札幌の伊藤所長から市民の皆様へメッセージをお願いいたします」

**伊藤所長:**「日本司法支援センター『法テラス』は、総合法律支援法に基づき、2006年10月から業務を

スタートしました。法テラスは、法的トラブルでお困りの市民の皆様へ、法制度や相談窓口など解決のきっかけとなる情報提供をする機関です。またどちらも収入や資産の要件がありますが、無料法律相談システムを用意しているほか、弁護士、司法書士報酬の立替支払による支援を行っています。専門家が少ない地域に住んでいることによる距離の側面での司法アクセス困難については、お住いの地域の窓口をご紹介する役割を担う機関です。「法テラス」は、市民の皆様が今抱えている悩みについてご相談いただける窓口です。その悩みが法的問題なのか判断できない時でも、悩まずにまずはご相談ください」



日本司法支援センター  
**法テラス**

札幌地方事務所長  
伊藤 誠一さん

法テラス・サポートダイヤル

法的トラブルでお困りの方は **0570-078374**  
(PHS・IP電話からは03-6745-5600)

なくもないよ  
犯罪被害にあわれた方は **0570-079714**  
(PHS・IP電話からは03-6745-5601)

受付時間/平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00  
(日曜祝祭日・年末年始休業)

ホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/>

記事・取材:小原有津子

# 日本司法支援センター(法テラス) 記念イベント in チ・カ・ホ 取材報告



情報提供用のパンフレットなど

平成26年4月25日(金)午後2時から3時30分まで、札幌駅前通り地下広場「チ・カ・ホ」にて、法テラスの日記念イベントが開催されました。ちなみに、法テラスの日は4月10日です。

当日は、情報提供のための相談ブースを設けて相談に応じたほか、市民に法テラスのことを少しでも知ってもらおうと「こんな時、まずは法テラスへ」と題するDVDを上映し、先着1000名の市民に法テラスボールペンをプレゼントするなど、多彩な催し物が用意されていました。

法テラス札幌がこのような場所を利用して大規模な広報活動を行うのは初めてとのことですが、法テラスの職員の方のみならず弁護士等の副所長の方々も、専用のスタッフジャンパーを着て、地下歩道を行き交う市民にボールペンを一生懸命配っていました。

市民の中にはその真摯な姿を見ておもしろい自分から手を出してもらおう人もおられ、用意した1000本のボールペンはあっという間になくなってしまったようです。



当日掲示した看板



DVDも上映

また、情報提供ブースにおいても入れ替わり相談者が訪れてスタッフの方が対応に追われておりました。

そのほか、会場には様々な情報提供用のパンフレット類が並べられていましたが、その中にはもちろん札幌司法書士会のコロポクンのパンフレットもありました。

司法書士会もこのようなイベントには大いに協力していきたいものですね。

取材・記事：岩井英典



相談ブースの様子

1000本のボールペンを全て配布



司法書士が答える

## 「ほっ」と相談室 vol.7

～相談内容～

『住宅ローンを完済しました。』



今回の回答者

札幌司法書士会所属  
司法書士  
佐野綾子



そうだったんですね。ちなみに、ご自宅の土地建物の名義ですけど、ご主人の名義ですか？ 単身赴任の際、住民票も移していますか？



ええ、そうです。夫の名義で、住民票も移しています。



ご主人の登記簿上のご住所ですが、いままでに変更の手続きはしたことがありますか？



いえ、特に何もしてないです。住民票を移した時に自動的に変わらないものなんですか？



そうですね、自動的に変わるわけではないんですよ。それでは、先ほどの抵当権を消す登記をするのと同時にそれよりも先に、土地建物のご主人の名義の住所も変更の手続きが必要になってきますね。



それは、何か必要な書類がありますか？



主に必要なのが住民票です。登記簿上のご住所から、今現在のご住所までのつながりがわかる住民票の他、もし何度も引っ越しをしている場合は、住民票の除票や戸籍の附票などが必要なおもあります。



そうですか。それは、例えば司法書士にお願いした場合でも、自分で役所に行って取ってくる必要があるんですか？



いえ、司法書士にご依頼いただいた場合は、費用はかかりますが、その司法書士が登記に必要なものに限り職権で住民票や戸籍の附票を取得できるので、ご自身で集めなくても大丈夫ですよ。あと、さきほどの銀行からの解除書類で、銀行の会社登記簿には有効期限がありまして、発行から3ヶ月を過ぎた場合は取り直さなければならないので、そのあたりをご注意いただければと思います。



わかりました。では、ちょっと夫に話をしてみますね。



先日、住宅ローンを無事完済しました。その際に、抵当権に関する解除書類というものを受け取ったのですが、これは一体何なのでしょう？



ご完済おめでとうございます。その書類は、住宅ローンを完済したので、ご自宅の土地建物に設定されている抵当権を消していいですよ、という書類ですね。



抵当権を消す…？



はい。まず、住宅ローンの開始時に、「銀行があなたにお金を貸す条件として、ご自宅の土地建物を担保にとりますよ」「担保に取っていることを公にするために、法務局で管理しているご自宅の土地建物の登記簿に、抵当権設定登記という登記をしますよ」という契約をしたかと思います。今回ローンを完済なさったので、当時設定した抵当権の登記を消していいですよ、ということですね。



それは、自動的に消えないのですか？



そうですね、必要書類を揃えて法務局に申請をしないと消えません。そこで、今回銀行から受け取った解除書類が必要になります。「解除証書」や「弁済証書」など、抵当権を消していいですよという銀行作成の証明書や、抵当権を設定した時の契約書に法務局の判が押された書類の他、その登記をしていいですよという銀行からの委任状、銀行のいわゆる会社登記簿(代表者事項証明書や現在事項証明書など)が一例ですが、それらの書類を使って登記の申請をすることになります。



そうなんです、わかりました。実は、いま夫が単身赴任中で不在ですので、帰って来たときにでもちょっと話をしてみようと思います。

イラスト：マルヤマクマ

Koropokkuru | 08

# 親子法律教室

## 解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～ 開催

平成26年3月16日(日)午前9時50分～11時50分 於:札幌市教育文化会館

主催:日本司法書士会連合会・札幌司法書士会

後援:法務省・日本司法支援センター・札幌市・札幌市教育委員会・司法書士法教育ネットワーク



「きまりは守らなければいけないもの。では、そのきまりの意味とは？」

この親子法律教室は、小学校4年生の親子32組で、今回初めて開催されたものです。子と親が離れてそれぞれ5～6人ずつのグループとなり、子のグループには司法書士がついて、相談しながら進みます。教材となるのは、ある村を舞台とした紙芝居で、村長がきまりごとを書いた立札を立てるところから始まります。



### Q1 「この橋、馬は渡るべからず」

村に突然そんなきまりが書かれた立札が立てられます。では、馬、牛、子馬、人は今まで通り橋を渡れるのでしょうか。「何が正しいとか、何が間違っているということはないので、自由に考えてください」との呼び掛けで紙芝居は中断。橋を渡れると思う動物について、まずは自分で考えた後、動物が描かれた用紙にシールを貼り、お互いの答えを確認していきます。

### Q2 馬が渡ってはいけない理由とは？

重いから？暴れるから？汚れるから？「でもそれは馬だけじゃないけどなぁ」との村人達の悩みに、子ども達は「牛も重いので、橋が壊れたら大変」「子馬は軽いし、暴れても抑えられるかな」「暴れる人も中にはいるけど、たいていルールを守ってくれるのでは」などと答えます。そうした理由を考えていくうちに、橋を渡れると思う動物について答えが変わっ

たという子どもも多く見られました。

### Q3 このきまりは善いきまりか、悪いきまりか？

実はその立札は、ある人のために立てられたものだといえます。果たしてこのきまりは、善いきまりか、悪いきまりか。でも絶対にどちらかというわけでもないよね…。

「不公平だ」という声子ども達の間であがります。しかしそれでも、「橋が壊れては大変だから善い部分もある」「橋が渡れず遠回りしなくてはいけない人にとって不便な点は善くない」など、きまりそのものの善し悪しについて考える意見が飛び交います。また、「橋を頑丈にすればいい」「その人のためだけではなく、みんなのためになるような法を考え直したらいい」といった改善策も提案されました。



きまりには意味があると学んだ一日。きまりを決めるには他の人のことも考えなければならないという大変さも実感したようです。初めて会った子ども達同士がほとんどでしたが、話し合ううちに打ち解け、楽しそうにシール貼りなどの作業に向かっていました。



また、保護者の方も同じ作業をしたので、休憩時にはさっそく、どれにシールを貼ったのか、なぜそう考えたのかを話し合う親子の姿も。保護者アンケートでは、子どもから色々な意見が聞けてよかった、家のルールの決め方について考えるきっかけになったなどの感想が寄せられました。

この親子法律教室は、定員の倍以上のお申し込みを頂いたり、当日もテレビ局や新聞社が取材に訪れるなど、高い関心が寄せられました。参加者には修了証書とコロポくん文具セット・印鑑を記念品として配布し、こちら喜んで頂けたようです。

残念ながら参加できなかった方には、この場を借りてお詫び申し上げます。

司法書士の日(8月3日)記念事業として、また同様の法律教室を開催する予定です。興味のある方は、ぜひご参加ください。

取材・記事: 國分三恵子

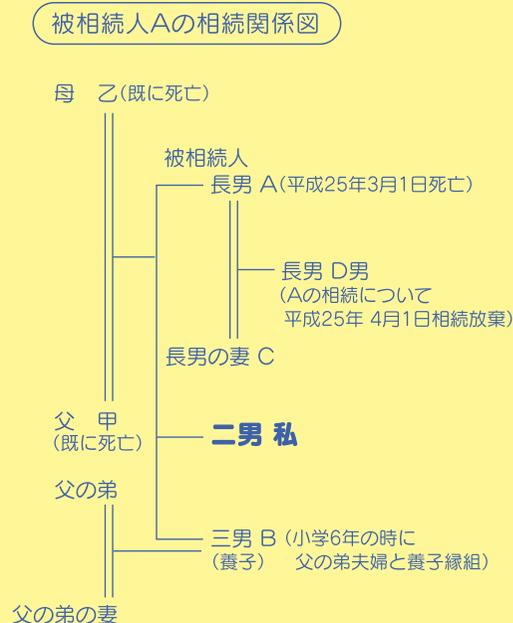
あなたも  
司法書士に挑戦!

# 懸賞クイズ

身近な法律問題に挑戦して、オリジナルグッズをゲットしよう!

## 【問題事例】 私の相続分はいくら？

- ① 私は、父甲(既に死亡)と母乙(既に死亡)を両親とする三人兄弟の二男です。
- ② 私は独身で子どもおりませんし、私の弟B(三男)は小学6年の時に父の弟夫婦の養子となり、以後はほとんど交流がありません。
- ③ 私の兄A(長男)には妻Cと子D男がありますが、平成25年3月1日にAは死亡しました。
- ④ Aの子D男は、Aの相続について平成25年4月1日相続放棄の手続を家庭裁判所に行いました。
- ⑤ 最近になってAは200万円の預金を残していることが判明しました。



さて、この時点でAの残した200万円に対する私の法定相続分の金額は下記①～③のうちのどれになるのでしょうか？

【 ①50万円 ②25万円 ③0円 】

## 賞品

この懸賞クイズに応募いただき正解した方の中から

札幌司法書士会 **500円分**  
オリジナル図書カード &  
【ボールペン&シャープペン付】  
オリジナルペンケース

をセットで**20**名様にプレゼント!



## 懸賞クイズへの応募方法は…

ハガキまたはFAXでご応募ください。

**ハガキ** ハガキに必要事項を記入し、応募してください。  
〒060-0042札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
札幌司法書士会 懸賞クイズ係宛

**FAX** 必要事項を記入した用紙を、札幌司法書士会へ送信して、応募してください。  
「札幌司法書士会 懸賞クイズ係 FAX番号 011-261-0115」宛

【記入いただく事項】 ◎左記のクイズの答え(①～③どれかを記入)

必須項目の記入漏れにご注意ください!

◎氏名・住所・電話番号・職業

※以上が必須の記入項目です。その他に、「コロポックル」または札幌司法書士会へのご意見等ございましたら、ご記入ください。

【応募締切】平成26年8月31日(消印有効)

正解者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

ご応募時にご記入いただいた皆さまの個人情報は、当懸賞クイズの抽選・賞品の発送目的のみに利用させていただきます。

当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。また、賞品の送り先は、ご記入いただいた住所に発送させていただきますので、受け取りが可能な住所をお書きください。

# この建物に入ってみよう

～札幌市資料館～

所在地

札幌市中央区大通西13丁目



建物内はステンドグラス、シャンデリア、らせん階段など大正モダンが色濃く反映しております。



刑事法廷を復元した展示室です。現在の裁判員制度の刑事法廷が再現されていました。裁判官と裁判員が、奥の法壇に横並びで着席するようになっています。

なお、札幌控訴院の頃は、奥の法壇に判事・検事・裁判所書記官が横並びで着席していました。今のように、裁判所書記官の席が法壇の下の位置に、検察官の席が弁護士と向かい合う位置に変わったのは戦後のことです。

札幌市資料館では、有料でミニギャラリーや研修室の貸出も行っていきます。また、見学は無料ですので、ぜひ一度中に入ってみたいはいかがでしょうか。

取材・記事：中西晃弘



札幌司法書士会館のすぐ近くにあるこの建物は、平成9年文化庁より登録文化財に選定され、札幌軟石を使用した建物であります。大正15年から札幌控訴院として、昭和22年から昭和48年までは札幌高等裁判所として、その後は札幌市資料館として存在しております。

コロポックルVol. 2でもご紹介した「札幌市資料館」、今回はその建物の中を見学してみます。

(今回の建物の写真は、昭和62年から始まった夜間ライトアップバージョンです!)

札幌司法書士会  
からのお知らせ



## 「司法書士の日」記念事業 親子法律教室

日時 平成26年8月3日(日)  
【10時～12時、14時～16時】

会場 エルプラザ 4階 大研修室

※申し込み制です。詳細は決まり次第、HP等でお知らせいたします。

## ご意見・ご感想を お待ちしております

札幌司法書士会広報誌「コロポックル」のご意見・ご感想を下記までお寄せください。よりよい「コロポックル」作成のための参考とさせていただきます。

郵便

〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
「札幌司法書士会 コロポックル係」宛

FAX 011-261-0115

## 覚えてすぐ使える!! ワンポイント手話教室

### 第7回 『あなた』

これまでご紹介した手話と、「あなた」を組み合わせることで、下記の様に色々な使い方ができます。



右手で相手を  
さします。

## 『お昼ごはんは何を食べましたか?』

第1回で紹介『お昼』



人差し指と中指で時計の針をつくり額の前でお昼の12時をあらわします。

第5回で紹介『何?』



人差し指をたて数回左右に振ります。

第4回で紹介『食べる』



左手でお碗を持つ様子右手で人差し指と中指で箸をあらわし食べる仕草をする。



右手で相手をさします。

## 『あなたのお名前は 何ですか?』



右手で相手をさします。

第6回で紹介『名前』



右手の人差し指と親指をあらわして名刺をイメージします。

第5回で紹介『何?』



人差し指をたて数回左右に振ります。

## 編集 後記

この編集後記を書いている最中に私の妻が長男を出産しました。私は出産に立ち会ったのですが、あまりの壮絶な現場で理由がわからないのですが膝が震えてしまいました。そして私は医者、助産師、本人ら全員が全力で頑張っていて、やっと子供が生まれるということがわかりました。そのため子供を連れて歩く母親をみると思わず尊敬してしまいます。

人類がはるか昔からずっとこのようなことをして命をつないできたことに感動しました。

中西晃弘

相談  
無料

## 札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件で依頼者の代理人として相手方との交渉や裁判、調停を行います。また、すべての司法書士は金額に関係なく、訴状など裁判所に提出する書類を作成し、裁判手続をバックアップします。

申込方法: 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035**

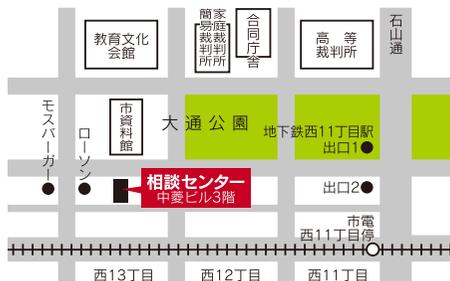
受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

住所: 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員: 認定司法書士

下記地区においても相談を受けています。\_\_\_\_\_

- 滝川地区 / 0125-23-7737
- 苫小牧地区 / 0144-33-8885
- 小樽・余市地区 / 0134-62-6734
- 岩見沢地区 / 0126-20-2575
- 室蘭地区 / 0143-46-8585
- 夕張地区 / 0123-56-5666



## 札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで行き起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続きです。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談  
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

## なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

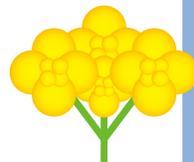
電話相談 **011-522-5625**

電話相談受付時間/月・水・金 ▶ 12:00~15:00 火・木 ▶ 16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

面談日時/木曜日 ▶ 17:00~/18:00~/19:00~ ※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談  
無料

## 困りごと“ほっと”ライン

〈電話相談センター〉

司法書士が身の回りのトラブル、賃貸借契約、相続登記、債務整理などの様々な法律相談および手続きに関するご相談を、お電話でお受けします。

電話相談ダイヤル

**011-211-1585**

受付時間/月~金 ▶ 13:00~16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索